第3361号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2007年)平成19年 9月 21日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 資本的支出を複数回した場合

Q：減価償却資産に資本的支出を複数回した場合は、どのように取り扱われますか？

A：合算して償却することが認められています。

【解説】

会社が、その事業年度に資本的支出を複数回行った場合において、それぞれについて定率法によって単独償却をしたときは、その事業年度の翌事業年度開始時において、それらの資本的支出のうち種類及び耐用年数を同じくするものの帳簿価額の合計額を取得価額とする一つの減価償却資産を新たに取得したものとすることができるとされています。

つまり、このように複数回の資本的支出をした場合には、合算償却をすることが認められているのですが、こうして合算償却をした場合は、原則として、翌々事業年度以後において、資本的支出をしたものの組み合わせを変えることは認められないこととされています。

ただし、合算した資本的支出の一部を転用したときは、転用後の耐用年数により償却し、この場合には、転用資産の取得価額を、①合算した資本的支出全体の償却額を個々の資本的支出に合理的に配賦して求める、または②転用した事業年度開始時における合算した資本的支出全体の帳簿価額を、転用した資本的支出の取得価額がその全体の取得価額で占める割合で按分して求めることが認められています。